

政治犯罪人不引渡し原則の問題性

——リーディング・ケースを中心に——

松 田 幹 夫

一 はじめに

二 古典的先例

1 カステイオーニの申立てによる事件

2 ムニエに関する事件

3 コルチンスキその他に関する事件

4 まとめ

三 I R A 暫定派関連判決

1 マクマレン引渡しの件

2 アメリカ合衆国対マッキン事件

3 ドハーティ引渡し請求の件

4 クイン対ロビンソン事件

5 まとめ

四 おわりに

- 1 英米犯罪人引渡し補完条約のポイント
- 2 政治犯罪人不引渡しの原則性

一 はじめに

政治犯罪人不引渡し原則は、犯罪人引渡し制度において、自国民不引渡し原則とともに、重要な例外とされて来た。

ところが、オッペンハイム(ケンブリッジ大学)は、「政治犯罪の概念に関する難点」という文脈の中で、イギリスの北アイルランドおよび他の部分において、「アイルランド共和軍暫定派(Provisional Irish Republican Army)」によって実行された犯罪の性格づけに対するイギリスとアメリカのアプローチ上の相違が実例となると書いた。そのあと、イギリスにとってIRAのメンバーは国内法のもとで罰せられるテロリスト犯罪を履行したが、アメリカの裁判所は政治犯罪のために指名されているとして彼らの引渡しを拒否したことがあると述べて、アメリカの判決三件の件名をあげるとともに、引渡しを認めた判決一件の件名をあげた。⁽¹⁾

なお、IRAとは、アイルランドの強力的再統一を目的として一九一九年に設立されたゲリラ組織で、イギリス支配に武力で抵抗した。第二次大戦中、IRAは、親ドイツ的立場をとった。一九五〇年代、非合法化されたIRA

Aは、地下に潜行した。一九七〇年、組織は、政治活動を重視する公式派と武力闘争を重視する暫定派に分裂した。暫定派は、グレート・ブリテン、北アイルランドおよびヨーロッパにおいて、テロリスト行為を犯した。その中には、一九七九年のマウントバットン卿殺害も、含まれた。しかし、一九九四年、暫定派は、休戦を宣言した。⁽²⁾

オッペンハイムがあげた暫定派関連の判決はいずれも一九八〇年代に出され、それは、暫定派がテロリストであった時期と重複した。しかし、これら判決は、政治犯罪をめぐる英米間の対立をもたらした。これら判決をトレースすることによって政治犯罪人引渡しの本質にアクセスすること——これが、本稿の目的である。

二 古典的先例

ところで、マックネア(ケンブリッジ大学)は、「いまや、引渡し犯罪のカテゴリーから政治的性質の犯罪を除く外する実行が、普及した」と述べて、「政治的性質の犯罪(offence of a political character)」の問題に光を当てた三判決を指摘した。⁽³⁾ これら三判決は、ボン・グラウン(ミネソタ・ダールズ大学)⁽⁴⁾らによっても指摘されたから、古典的先例としての位置を占めると解される。IRA暫定派関連判決を概観する前に、これら三判決を瞥見しておかなければならない。

1 カステイオーニの申立による(Ex parte Castioni)事件

(1) 事実

スイス市民カステイオーニは、一八九〇年九月一日、ティチーノ州での蜂起(uprising)に参加した。反乱(revolt)

は、ティチーノ憲法の改正または本問題についての州民投票の約束を州政府が拒否したことから引き起こされた。カステイオーニを含む市民の大集団は、ベリンゾーナ市の軍需工場をおさえ、警察を武装解除し、州行政の関係者を拘束し、彼らを武装群衆の面前で市「宮殿」に向かつて歩かせた。M・ロッシらの職員は建物への接近を妨げられ、そこで、群衆は、門をこじあげ、建物にだれこんだ。

ピストルで武装したカステイオーニは、最初にはいった者の中にいた。ロッシは、射たれ、まもなく死亡した。目撃者は、致命傷を与えた者として、カステイオーニを特定した。群衆は宮殿を占拠して暫定政府を組織したが、それは、スイス連邦軍の到着後、解散させられるまで、短期間、機能した。カステイオーニは、イギリスに逃亡したが、同国では一七年間生活しており、蜂起の僅か一日前に、ティチーノに戻っていた。

スイス政府は、故意の殺人を實行した容疑で、カステイオーニの逮捕および引渡しを正式に請求した。彼の逮捕後、彼の法的代理人は、人身保護令状の発行およびカステイオーニの釈放を要請し、彼は政治犯罪についてののみ有罪であると主張した。カステイオーニの行為は、政治犯罪の性質を帯びたか。

(2) 判決

一八九〇年、女王座裁判所は、カステイオーニに有利な判決を下し、スイスへの彼の引渡しを否定した。

裁判所によれば、カステイオーニは、外的行為(over act)を實行した。すなわち、ロッシは、「宮殿」攻撃の一部として、明視(plain view)の状況で射たれた。その行為は、州政府を目標とした蜂起と関連する。蜂起は、政府の支配権を保持しようとする集団と支配権を獲得しようとする集団のあいだの闘争の一部であった。こう認定すると、(ロッシを知らず、彼に個人的感情をもたなかった)カステイオーニは、政治的蜂起の進展中にロッシを射つ

たと把握される。したがって、彼の行為は政治犯罪を構成し、このため、彼は、スイス当局に引渡され⁽⁵⁾ない。

(3) 意義

カステイオーニは、権力闘争の一部である政治的蜂起に参加し、蜂起の進展中、個人的感情なしに、ロッシを射殺した。これは政治犯罪であり、不引渡しの対象となるという判旨である。

ただ、政治犯罪の概念規定が困難であることは、オッペンハイムに照らすまでもなく、内外の多くの学者によって指摘された。わが国に限っても、高野教授は、「政治犯罪の概念は必ずしも固まってい⁽⁶⁾ない」と述べ、山本教授は、「政治犯罪」の定義は「なお未確定である⁽⁷⁾」と明言された。そこで、よくみられるのは、政治犯罪を純粹政治犯罪と相対的政治犯罪に区別する方法である。この点について、ブラッドレー(バージニア大学)らは、次のように説明した。

純粹政治犯罪は、直接政府に向けられて、個人の私的権利を侵害しない反逆罪・煽動罪・スパイ行為のような行為である。裁判所は、典型的に、これら行為を不引渡しとして処理して来た。相対的政治犯罪は、政治的行為と関連して実行される普通犯罪である。これらの犯罪について、裁判所は、犯罪と政治的行為の関連(nexus)⁽⁸⁾がその犯罪を不引渡しとして処理するほど十分に密接であるか否かを検討して来た。

つまり、純粹政治犯罪の場合とはかく、相対的政治犯罪の場合、「関連」いかんによっては、不引渡し⁽⁹⁾が認められることもあれば、認められないこともある。それは、相対的政治犯罪と本来の普通犯罪のあいだの線引きが困難であるからであろうが、このような状況では、判決の統一は、確保され⁽¹⁰⁾ない。したがって、この説明といえども、問題の根本的解決をもたらさない。

そして、本件は、不引渡しを認められた相対的政治犯罪の一例である。⁽⁹⁾

2 ムニエに関する事件 (In re Meunier)

(1) 事実

政治的信念による無政府主義者であるフランス市民ムニエは、一八九二年三月、二件の爆発事件発生にたずさわった。一件は、パリのカフェ・ペリで二名の死を引き起こし、他の一件は、同市のロバウ兵舎で起こった。二件とも、無政府主義者ラバシヨルの死刑執行への復讐のためであった。

二件の襲撃を実行したのち、ムニエは、イギリスに逃亡した。フランスの裁判所は、欠席裁判を行ない、殺人罪で死刑を宣告した。フランス政府は、彼の逮捕および引渡しを正式に請求した。ムニエは、一八九四年四月四日、ロンドン・ビクトリア駅で逮捕された。彼の弁護人は、カステイオーニ事件を引用して、兵舎爆発は非難すべき行為であるが、政治的性質をもつと主張した。同弁護人は、不十分な証拠がカフェ・ペリへの襲撃事件において二名の死をムニエに負わせるために作り出されたとも主張した。パリでのムニエの行為は、政治犯罪の承認された定義に該当するか。

(2) 判決

一八九四年、女王座裁判所は、自分の行為は政治犯罪を構成するとするムニエの主張をしりぞけ、フランス政府の係官に引渡されるまで彼を継続的に拘留するよう命令した。

裁判所は、いう。「無政府党は、全政府の敵である。彼らの努力は、なによりも、市民全体に向けられる」。これ

らの事情のもとで、ムニエの行為は、一八七〇年および一八七三年の犯罪人引渡し法 (Extradition Acts of 1870 and 1873) の意味内での政治犯罪に該当しなかった。

なお、ムニエがフランスに引渡されたのち、不在中彼に科された死刑宣告が、執行された¹⁰⁾。

(3) 意義

政治犯罪を構成するためには、それ自身が選択する政府を押し立てようとする複数当事者が、一国内に存在しなければならぬ。しかるに、本件では、そのような複数当事者は、存在しなかった。本件後、つぎのコルチンスキ事件の一九五四年まで、驚くべきことに、イングランドの裁判所は、「政治的性質の犯罪」なる概念を検討しなすための努力を、ほとんど、払わなかつた。⁽¹¹⁾

3 コルチンスキその他に関する (Re Kolczynski and Others) 事件

(1) 事実

一九五四年九月、ポーランドのトロール漁船が航海中、申立人(乗組員七名)は、自分たちが政治的監視下におかれていることに気づいた。ポーランドに戻った場合、政治的意見のために厳しく処罰されることを恐れた彼らは、監視官一名らを拘束し、公務員に軽傷を負わせたのち、もつとも近いイングランドの港に航路をとった。上陸した彼らは、政治的庇護を要請した。

ポーランド政府は、彼らの引渡しを請求した。治安判事の審理において、申立人は、自分たちの犯罪は政治的性質をもつと主張した。ポーランドを離れようとするポーランド人の試みが同国で反逆行為とみなされ、厳罰に処せ

られるとする証拠が、彼らのために示された。治安判事は、申立人の行為はもっぱら国を離れるという目的でなされた⁽¹²⁾と認定し、犯罪が政治的性質をもつか否かの問題を高等法院にゆだねた。

(2) 判決

一九五四年一二月三日、女王座裁判所は、申立人は一八七〇年犯罪人引渡し法三条一項によりポーランド国家への引渡しから除外され、人身保護令状が発行されるとの判決を与えた。

裁判所を構成する三名の裁判官のうち、カスルス裁判官は、次のように述べた。

一九四五年と四七年のあいだに、ポーランドは、テロリズムによって支配される警察国家となった。共産党が、治安警察の援助を得て完全支配権をもつ国家の唯一の政党となった。共産主義体制に反対する者は、誰でも逮捕され、姿を消す者も、いる。……国を離れることは、犯罪である。国民の九〇パーセントは、共産主義体制に反対している。政治捜査官は、国民をスパイし、報告する。秘密警察活動は、全職業に浸透している。イングリッドは、友好国とみなされていない。反対に、敵国とみられている。西側の国へ行くのは、反逆罪である。……一八七〇年犯罪人引渡し法三条一項によれば、逃亡犯罪人は、引渡し犯罪が政治的性質のものである場合、引渡しされない。⁽¹³⁾

……「政治的性質の犯罪」という言葉は、それらが考慮されなければならないときに存在する事情に従って、常に、考慮されなければならない。現代は、カステイオーニ事件が決定された一八九〇年とは非常に異なっている。市民が国を離れ別の国で新しい人生を開始することは、当時は、反逆罪ではなかった。⁽¹⁴⁾また、裁判長ゴダード卿の意見は、次のようである。

治安判事によって真实性を認められた証拠は、航海中の中立人がおそらく自分たちを処罰するための訴訟を準備する目的で公務員が自分たちの会話を盗聴かつ記録し観察し続けたということを見出した。こうした結果としての訴追は、政治的訴追となるであろう。乗組員の反乱は、政治犯罪で訴追されることをみずから防ぐためであり、私の意見では、それゆえ、その犯罪は、政治的性質をもった。……ポーランドで広く行なわれている法に関する証拠は……人道的理由の場合のみ、われわれがいま解釈している言葉に、より広く、かつ、より寛大な意味を与えることが必要であるということを示す⁽¹⁵⁾。

(3) 意義

カステイオーニ事件およびムニエ事件が一九世紀末の事案であつたのに対し、本件は、二〇世紀後半、冷戦時代の事案である。カスルズ裁判官は、鉄のカーテンの向こう側に存在する国家の実態を容赦なく記述した⁽¹⁶⁾。右に引用したゴダード卿の意見が本判決のレイシオ・デシデンダイの部分で、おそらく、カスルズ裁判官の意見をベースとしたであろう。

こうして、本判決は、「政治犯罪」という言葉に拡大した意味を与えた。なぜなら、政府打倒の意図がなくても、反共産主義というような政治的目的、または、政治的迫害の回避と結びついて実行された犯罪も「政治犯罪」であるとする立場をとったからである⁽¹⁸⁾。

4 まとめ

マックネアは、三判決は「政治的性質の犯罪」という問題に「光を当てた」と述べたが、どのように「光を当て

た」のであろうか。振り返ると、カステイオーニ事件では、政治的蜂起は政治犯罪に含まれた。しかし、ムニエ事件では、無政府主義は、排除された。そして、コルチンスキ事件で、ゴダード卿は、「人道的理由の場合のみ」政治的性質の犯罪という言葉にカステイオーニ事件に与えられたもの「より広く、かつ、より寛大な意味」を与えることが必要であるとした。⁽¹⁹⁾「人道的理由」は、冷戦期には、一応、西側世界にアツピールしたかも知れない。

三 I R A 暫定派関連判決

1 マクマレン引渡しの件 (In the Matter of the Extradition of McMullen)

(1) 事実

一九七四年、イギリスは、北ヨークシャー・リボンにあるイギリス陸軍施設のクラロ兵舎で爆薬を破裂させたという容疑で被疑者マクマレンを引渡すよう請求した。請求は、一九七二年英米犯罪人引渡し条約によってなされた。イギリス陸軍の脱走兵で I R A 暫定派のメンバーである被疑者は、問われた犯罪は政治犯罪であり、同条約のもとでは引渡されないと主張した。被疑者の行為は個人的考慮 (Personal consideration) によって動機づけられたということが、請求国のために主張された。治安判事は、引渡しを否定し、問われた犯罪は政治的行為であると判決した。

(2) 判決

一九七九年五月一日、カリフォルニア州の連邦地方裁判所は、次のような判決を言い渡した。

一九七〇年初め、北アイルランドは全面的な非常または暴動の状態 (state of public emergency or insurrection) にあり、イギリス政府によってそのようなものとして承認されていたと、治安判事は、指摘した。この時期、IRA 暫定派は、北アイルランドの「民族自立 (nationalization)」すなわちアイルランド共和国との合同 (union) をもたらず目的で、テロリストおよびゲリラ活動に従事した。裁判所は、こうした政治的混乱状態 (politically disturbed situation) の存在は政治的除外の抗弁 (political exception defense) の適用に必要な措置の一つであるとみた。

裁判所が政治犯罪の定義のためアメリカの基準にとらえたカスティオーニ事件の決定 (File) に従うと、政治犯罪という抗弁は、問われた犯罪が政治的蜂起中に行なわれ、彼がその蜂起に参加する政治集団のメンバーであったことを申立てることができるならば、被疑者に有効であろう。治安判事の意見では、被疑者は、暴動中、暴動集団のメンバーとして行動したという点で、両方の条件を満たした。その結果、彼の犯罪は、条約でいう政治犯罪であった。裁判所は、被疑者の行為はなんらの政治的考慮もない彼自身の復讐または個人的動機の産物であるとする請求国イギリスに代わるアメリカ政府の主張に価値を見出ださなかった。⁽²⁰⁾

(3) 意義

本件は、現代のテロリスト組織に政治犯罪除外 (political offense exception) を適用したアメリカ最初の判決である。⁽²¹⁾ アメリカ政府が、イギリス政府の立場を代弁して、犯罪は個人的考慮に基づく普通犯罪であると主張した。

しかし、アメリカの裁判所は、これをしりぞけた。裁判所は、カステイオーニ事件を政治犯罪定義のためのアメリカの基準ととらえ、同件で使われた「政治的蜂起」という言葉を借用して、マクマレンの犯罪は政治犯罪であるから、マクマレンはイギリスに引渡されないと結論づけた。同時に、IRA暫定派を政治的蜂起に参加する政治集団と認定した。

2 アメリカ合衆国対マッキン (United States of America v Mackin) 事件

(1) 事実

イギリス政府は、英米犯罪人引渡し条約Ⅷ条により、IRA暫定派メンバーのD・マッキンの引渡しを請求した。引渡し請求は、平服のイギリス兵を殺害しようとした容疑で北アイルランドにおいて出されたマッキンへの起訴に基づく。アメリカの治安判事は、引渡し請求を否定した。その根拠は、「引渡し請求犯罪が被請求当事者 (requested party) によって政治的性質のものとみなされる場合、引渡しは認められない」と規定する犯罪人引渡し条約Ⅴ条(1)項(c)(i)の意味内で「政治的性質」をもつ点に求められる。

治安判事は、マッキンは犯罪が実行された区域における政治的蜂起の分子であって、犯罪は蜂起と関連して実行されたとの結論を下した。アメリカは、治安判事の判決について控訴した。そして、治安判事は条約の「政治犯罪」条項を解釈する権限をもたず、行政部門に同問題を付託すべきであるという理由で請求を認めることを彼女(治安判事)に命令する職務執行令状を要求した。マッキンは、控訴を審理する裁判所の権限に異議を唱えて、条約は司法部門にとって適切な問題であるから、職務執行命令は否定されるべきであると争った。⁽²²⁾

(2) 判決

一九八一年一月二三日、第二巡回連邦控訴裁判所は、政府の控訴および職務執行申立てを却下するとの判決を与えた。

治安判事は、政治犯罪除外は「純粹」政治犯罪に限定されず、犯罪実行の時間および場所における革命、政治的蜂起などに付随する人または財産に対する犯罪である「相対的」政治犯罪にも拡大されるとして、次のように認定した。①マッキンの犯罪が問われた当時、IRA暫定派は、犯罪が実行されたベルファストで政治的蜂起を行っていた。②マッキンは、アクティブ・メンバーであった。③イギリス兵に対して実行された犯罪は、ベルファストで政治的蜂起中のマッキンの役割りに付随した。したがって、マッキンの犯罪は条約V条(1)項(c)(i)の意味内で「政治的性質をもつ」たというのが、彼女の結論である。

治安判事は政治犯罪除外を決定する管轄権をもたないという政府の主張は、条約の文言で始まる。V条(1)項(c)(i)は、「被請求当事者」によって政治的性質のものとみなされる「犯罪について述べる。文言の通常の意味の問題として、「被請求当事者」は、司法官憲(judicial officer)によってではなく、大統領によって代表されるアメリカ政府であるとされる。しかし、政府の主張は、世紀の転換以来、新しい文言がアメリカの条約で使用されて来た事実を無視する。

政治犯罪除外に関する決定を裁判所が行なうとする法理(doctrine)は、カステイオーニ事件においても承認された。現行法が有効である限り、ある事件が政治犯罪除外に属するか否かを決定するのは司法官憲であることを、司法部門および行政部門の両者が、承認した。したがって、われわれは、治安判事は政治犯罪問題を決定するために彼女自身の権限を正当に保持したと結論づける。⁽²³⁾

(3) 意義

イギリス政府がIRA暫定派のマッキンの引渡しを請求したのに対し、アメリカの治安判事は、犯罪人引渡し条約に依拠して、引渡しを否定した。治安判事が政治犯罪除外を決定する管轄権をもつことを不服として、アメリカ政府が提起した控訴が、本件である。本判決は、カステイオーニ事件を引用して、アメリカ政府の控訴をしりぞけた。ただし、治安判事の判決は、アメリカに避難所を求めることを国際的テロリストに認めるような方法で政治犯罪を定義したため、国家の政策 (public policy) の観点から鋭く批判された²⁴⁾。起こるべくして起こった批判である。

3 ドハーティ引渡し請求の件 (In the Matter of the Requested Extradition of Doherty)

(1) 事実

アメリカは、イギリスに代わって、IRA暫定派のメンバーであるJ・P・T・ドハーティのイギリスへの引渡しを請求した。この請求は、英米犯罪人引渡し条約(一九七七年一月二日発効)に基づいた。イギリス政府がドハーティの引渡しを請求したのは、殺人、火器の不法所持、ベルファストの刑務所からの脱走などのためであった。ドハーティは、一九八三年六月一日、ニュー・ヨーク市の出入国・帰化庁によって逮捕された。

(2) 判決

一九八四年一月二日、ニュー・ヨーク南部地区連邦地方裁判所は、引渡し請求は否定され、イギリス陸軍士官殺害および脱走は政治犯罪であるという判決を与えた。

裁判所は、政治犯罪除外が現実的な武装暴動または一層伝統的で公然たる軍事的敵対行為に限定されるという考

えを拒絶する。裁判所は、行為の性質、行為が実行される情況、行為を実行する当事者の地位、行為を実行させる組織の性質、行為が行なわれる場所の特別な事情も、評価しなければならぬ。これらの教訓に照らして引渡し請求犯罪を考慮すると、裁判所は、政治犯罪除外は明らかにこれら犯罪を包含すると解釈せざるを得ない。

証拠が示すように、I R A暫定派は、伝統的I R Aの急進的分派であるが、組織、規律、命令系統をもっており、統一のない集団から区別される。イギリス軍士官の死をもたらしした軍事的伏兵攻撃への被告人の参加は、性質上政治的な犯罪(offense political in character)であった。彼の脱走も、証拠が示したように、組織され計画されていて、I R A暫定派の指示下で行なわれており、その目的もドハーティ自身目的というより暫定派の目的であって、これまた、政治的であった。種々の責任は、条約V条(1)項(c)(i)のもとでの引き渡し犯罪ではない。⁽²⁶⁾

(3) 意義

ドハーティはI R A暫定派のメンバーであり、ドハーティの犯罪は組織された集団であるI R A暫定派の指示下で実行された政治犯罪であるから、引渡し犯罪でないと判示されたのが、本件である。そこで、「犯行者の属する集団の特性を重視」して、「先例から離脱」したとみるコメントが⁽²⁶⁾注目される。

4 クイン対ロビンソン (Quinn v Robinson) 事件

(1) 事実

アメリカ市民クインは、イギリスに代わって行動するアメリカの申請に基づきアメリカの治安判事が発行した一時的逮捕令状により、一九八一年九月、カリフォルニアで逮捕された。同年十一月、イギリスは、警察官ティブル

の殺害、および、人命を危うくしそうな爆発を引き起こした容疑で、クインの引渡しを正式に請求した。

一九七五年一二月、イギリス警察は、ロンドンのフラットで、クインの共謀者とされる者を逮捕した。そのフラットで、警察は、なによりも、ピストルを発見した。このピストルから発射された弾丸は、テイブルの遺体から取り出された弾丸のそれと類似した特徴の旋条を示した。同年五月、警官ブラックレッジは、クインがIRAのメンバーであるとの容疑で出廷していたダブリンの特別刑事裁判所に出頭し、ニュー・スコットランド・ヤード特別部門のワッツに対して、テイブルを射つた男としてクインを確認した。一九八一年一〇月、ワッツは、前月サン・フランシスコでとられたクインの写真をみせられ、ブラックレッジが六年前にアイルランドで確認していた男として、クインを確認した。

治安判事に向かつて、クインは、イギリスが引渡し請求する犯罪はすべて引き渡しを根拠づけない「政治的性質の犯罪」であると主張した。クインは、自分を釈放することを連邦執行官 (United States Marshal) ロンソンに命令する人身保護令状の請願を提出した。地方裁判所が犯罪は政治犯罪除外に属するとの根拠で人身保護令状を認めたのを不服として、アメリカ政府がイギリス政府に代わって控訴したが、本件である。

(2) 判決

一九八六年二月一八日、第九巡回連邦控訴裁判所は、次のような判決を言い渡した。われわれは、人身保護令状を取り消し、地方裁判所に差し戻す。クインは殺人容疑で引渡されるが、地方裁判所は共謀容疑について考慮しなければならない。その理由は、次のようである。

われわれは、すべての事態に適用される一般原則を公式化することを必要としない。政治犯罪除外にとって、「蜂

起」は市民または居住者集団が彼らの特定の政府または政治構造を変更しようとしている国または地域の境界を越えて拡がり得ないと述べることで充分である。

北アイルランドの外側での暴力のレベルがそれ自身「蜂起」を構成するには不十分であると治安判事が正確にも結論づけたことは、記録から明らかである。われわれは、イングランドと北アイルランドのあいだの憲法的・法的・軍事的関係を無視しない。しかし、「蜂起」の語がその土地の政府に対しそれ自身の土地で蜂起する人民に言及することを意味するならば、それは、他の場所に輸出されるテロリズムまたは他の犯罪行為をカバーしない。

クインが問われている爆発共謀および殺人は、政治犯罪除外に属さない。問われている犯罪が実行された時期、北アイルランドに蜂起は存在したが、イングランドには存在しなかつた。⁽²⁷⁾

(3) 意義

本判決は、本稿がとりあげた古典的先例、I R A 暫定派関連判決その他の判決のみならず、著名な学説をも引用した詳細な文章である。I R A 暫定派関連判決のうち、先行する三件は、問われた犯罪は政治犯罪であるから、犯罪人引渡しを認めるというパターンであった。ところが、本判決は、ようやくそのパターンをくつがえして、問われた犯罪は「政治犯罪除外に属さない」と判断した。

5 まとめ

一九八五年六月二五日にワシントンで署名された英米犯罪人引渡し補完条約 (Supplementary Extradition

(Treaty)の主たる目的は、テロリストによって典型的に実行される特定の暴力犯罪についての引渡し請求に一九七二年条約下の「政治犯罪除外」を適用することを削除することにあつた。補完条約を批准する助言および同意のため、上院外交委員会が証言した国務省法律顧問は、最近まで引渡しを拒絶したアメリカの裁判所はカステイオーニ判決に重苦しくもたれかかつていたと、突き放した⁽²⁸⁾。

このように、政治犯罪除外の濫用を念頭におき、IRA暫定派関連判決を視野に入れた国務省法律顧問は、北アイルランドでの暴力は民主主義的選挙プロセスに従事する機会への欠如から生じたのではないと断定して、こう述べた。「彼らは、政治的権利をもつが、非合法的に行動することを選択した」⁽²⁹⁾。

四 おわりに

1 英米犯罪人引渡し補完条約のポイント

以上七件のリーディング・ケースから帰納して政治犯罪の一般的概念を抽出できるかといえは、否である。

政治犯罪除外は、今日、犯罪人引渡し法の比較的論議の多い側面の一つである。逆説的にいえば、それは、もつとも普遍的に受け入れられているが、国際法のいまなお強く論争されている規則である。多数の犯罪人引渡し条約および犯罪人引渡し法は、除外を含む。しかし、条約も、国内法も、「政治犯罪」または「政治的性質の犯罪」を定義しようと試みなかつた。⁽³⁰⁾ アメリカを当事国とする条約も、同様であつた。⁽³¹⁾ オッペンハイムが設定した「政治犯罪の概念に関する難点」という枠組は、ほぼ維持されているようである。

ただ、この点で、前出の英米犯罪人引渡し補完条約が、参考になるかも知れない。すでにみたように、英米犯罪人引渡し条約の政治犯罪除外は、一九七〇年代および一九八〇年代、相次いで、I R A によって援用された。とくに、マクマレン事件、マッキン事件およびドハーティ事件は、イギリス政府からの抗議を引き出し、ついに、英米両国は、補完条約の交渉を開始するに至った。⁽³²⁾

補完条約の目的は、前に述べたように、I R A による攻撃のような暴力犯罪を「政治犯罪」のカテゴリーから排除することにある。⁽³³⁾ すなわち、一九七二年条約は、引渡し請求犯罪が被請求当事者によって政治的性質のもとなされる場合、引渡しは認められないと、V 条(1)項(c)(i)において、規定していた。ところが、補完条約一条は、この規定は(テロリストによって典型的に実行される)特定の暴力犯罪リストに適用されないと規定する。⁽³⁴⁾ したがって、謀殺 (murder)、故殺 (manslaughter)、拐取 (kidnapping)、人質行為、爆発物に関する犯罪ならびに火器および弾薬に関する犯罪は、「政治犯罪たり得ない」。⁽³⁵⁾

政治犯罪の積極的定義が困難なら、政治犯罪という外見から非政治的表皮を削り落としてエッセンスにアプローチするという消極的方法をとるほかないであろう。「まずまず、国家は、政治的動機から、または、政治的目的のためになされるとしても、問われる行為が普通の暴力犯罪である場合、引渡しを拒絶しないであろう」と予測するヘンキン(コロンビア大学)は、補完条約について、「『政治的』と考えられる犯罪のカテゴリーを鋭く制限する」とみた。⁽³⁶⁾ I R A 暫定派に肯定的な三判決に対する否定的評価が、補完条約成立の契機となった。

2 政治犯罪人不引渡しの原則性

このように、政治犯罪の概念が確定していないならば、「政治犯罪人不引渡しの原則」というネーミングは、適

切であろうか。オッペンハイムは、「政治犯罪人不引渡し原則」という独立した項目のもとで、「政治犯罪人は引渡されるべきでない」という原則は、いま、広く受け入れられているが、彼らの引渡しを妨げる慣習国際法規則は、おそらく、存在しない⁽³⁷⁾と述べた。「原則」の語が使われるのは、条約および国内法が広範に不引渡しを規定するからである。しかし、この「原則」が確立された国際慣習法と断定されるかとなると、オッペンハイムに照らすまでもなく、かなり疑問である⁽³⁸⁾。

政治犯罪人不引渡し原則の慣習国際法化を固守する説は別として、この場合の「原則」は規範的意味をもたないと解するのが、妥当である⁽⁴⁰⁾。「原則」の語が誤解を招くならば、「政治犯罪除外」という術語が、ベターである。

- (1) Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts (ed) *Oppenheim's International Law* 1 (1996) (以下“*Oppenheim*”) 964-965 n6.
- (2) P.K. O'Brien (ed) *Encyclopedia of World History* (2000) 202. 鈴木良平『アイルランド問題とは何か』(平成十二年)五六ページ以下。マウントバットン卿にとつて、エリザベス女王の父ジョージ六世は従弟であり、同女王の夫エディンバラ公は甥である。小林章夫『女王、エリザベスの治世』(平成二十四年)八三―八四ページ。
- (3) A. McNair *International Law Opinions* II (1956) 64.
- (4) G. von Glahn *Law among Nations* (1986) 265-267, 270; *Oppenheim* 967-968 n10; S. Oda “The Individual in International Law” M. Sørensen (ed) *Manual of Public International Law* (1968) 523; I.A. Shearer *Starke's International Law* (1994) 320; F. Damrosch et al *International Law* (2001) 1183. 芹田健太郎「政治犯罪と擬装引渡」田畑茂二郎先生還暦『変動期の国際法』(昭和四八年)一九一ページ以下。本間浩『政治亡命の法理』(昭和四九年)三五六ページ以下。山本草二『国際刑事法』(平成三年)二二三―二二五ページ。
- (5) von Glahn *op cit* 265-266から再引用。

- (6) 高野雄一『全訂新版国際法概論上』(昭和六〇年)三七六ページ。
- (7) 山本草二『国際法(新版)』(平成六年)五六四ページ。
- (8) C.A. Bradley and J.L. Goldsmith *Foreign Relations Law* (2003) 541.
- (9) 山本『国際刑事法』二二三—二二四ページ。
- 平成二五年一月四日、韓国は、日本が引渡しを請求していた中国人受刑者について、不引渡しの措置をとった。中国人受刑者は、靖国神社に放火したあと、ソウルの日本大使館に火炎瓶を投げたため、韓国で服役していた。ソウル高裁は、靖国放火は日韓犯罪人引渡し条約でいう政治犯罪であるとの決定を下した。司法当局は、中国人受刑者の釈放・出国命令を出した。靖国放火をめぐる、普通犯罪であるか相対的政治犯罪であるか、日韓で意見が割れた。『朝日新聞』平成二五年一月四日・朝夕刊。
- (10) von Glahn *op cit* 266, 267から再引用。
- (11) J.A.C.G. "Notes: The Notion of Political Offences and the Law of Extradition" *The British Year Book of International Law* 1954 432.
- (12) *The All England Law Reports* 1955 (1) 31.
- (13) *Ibid* 33, 34.
- (14) *Ibid* 35.
- (15) *Ibid* 36.
- (16) 「鉄のカーテンの向こう側の政治的条件」は、本件において、「はっきりと明るみに出された」。W.E. Denny "Notes of Cases" *The Modern Law Review* 18 (1955) 380.
- (17) リンミンチン(ロンゴリア大学)が引用するDennyのこの部分である。O.J. Lissitzyn "Judicial Decisions" *The American Journal of International Law* (以下"AJI") 49 (1955) 411-412.
- (18) Shearer *op cit* 320.
- (19) Denny *op cit* 384; 西井正弘「紹介I.A. Shearer *Extradition in International Law* (1971)」『国際法外交雑誌』七一巻四号(昭和四七年)一〇七ページ。
- (20) A.E. Evans "Judicial Decisions" *AJ* 74 (1984) 434-435.

- (21) C.V. Schaefer "Note: American Courts and Modern Terrorism: The Politics of Extradition" *New York University Journal of International Law and Politics* 13 (1981) 637.
- (22) M. Leigh "Judicial Decisions" *AJ* 76 (1982) 391.
- (23) *International Law Reports* (以下「ILR」) 79 (1989) 459-474.
- (24) Leigh *op cit* 392.
- (25) *ILR* 79 (1989) 475-482.
- (26) 山本『国際刑事法』二二七ページ。
- (27) *ILR* 79 (1989) 490-533.
- (28) M.N. Leich "Contemporary Practice of the United States Relating to International Law" *AJ* 80 (1986) 338, 339.
- (29) *Ibid* 341.
- (30) C.T. Oliver et al *Cases and Materials on the International Legal System* (1995) 220, 221.
- (31) Schaefer *op cit* 617.
- (32) Bradley and Goldsmith *op cit* 541.
- (33) Damrosch et al *op cit* 1183.
- (34) Leich *idem AJ* 79 (1985) 1046.
- (35) Oliver et al *op cit* 223. 同様に「国際法協会 (ILA) が「テロリズム」の一般的定義を避けた経緯については、波多野 里望「テロ犯人の引渡しをめぐる諸問題」横田先生鳩寿祝賀『国際関係法の課題』(昭和六三年)二〇七—二一〇ページ。
- (36) L. Henkin *International Law: Politics and Values* (1995) 250, 343 n 692.
- (37) *Oppenheim* 963.
- (38) 政治犯罪除外は「あらゆる条約および国内法の一部を形成するが、慣習法の拘束的規則としてのその性質は、少なくとも、論争の余地が、ある」。T. Stein "Extradition" *Encyclopedia of Public International Law* 2 (1995) 331. 同様に、山本『国際刑事法』二一九ページ。
- (39) 芹田健太郎「政治犯罪人引渡原則の確立」『国際法外交雑誌』七一巻四号(昭和四七年)七六ページ。

(40) 嘉納孔「犯罪人引渡」『国際法講座』第二卷(昭和三二年)六四ページ。

この点、河野真理子「第13章国際刑事法」(中谷和弘・植木俊哉ら『国際法第2版』(平成三三年)二四〇―二四一ページ)における問題提起も、解説も、簡にして要を得ている。

なお、松田幹夫「自国民不引渡し原則についての疑問」『獨協法学』八九号(平成二四年)一一二四ページ。